

物 件 調 書 物件番号 7-1

所 在 地		沼津市下河原町三丁目 1 番 3			
地 積		6 3 . 9 6 m ²		地 目	宅 地
接 道 条 件		北側約 1 3 m			
法令制限	都市計画区域	市街化区域		容 積 率	3 0 0 %
	用 途 地 域	近隣商業地域		建ぺい率	8 0 %
	防 火 地 域	準防火地域	その他	—	
施 設 設備状況				事業所名	電話番号
		電 気	引 込 可	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001
		上 水 道	引 込 可	沼津市水道部	055-934-4853
		下 水 道	引 込 可	水道サービス課	
		都市ガス	引 込 可	静岡ガス(株)東部支社	055-927-2811
		※ 引込工事等の詳細については、上記事業者にお問合せください。			
交通機関 (道路距離)		鉄 道	J R 東海道線（沼津駅） 約 1 . 4 k m		
		バ ス	「第二小学校入口」バス停 約 3 8 0 m		
公共施設 (道路距離)		市役所等	—		
		小 学 校	沼津市立第二小学校 約 2 6 0 m		
		中 学 校	沼津市立第二中学校 約 1 . 6 k m		



《注意事項》

- ・物件調書の記載事項については、一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。各自で現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- ・物件の引渡しは現況有姿となります。敷地内のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。既存の工作物等の撤去、処分等は買受人の負担となります。
- ・物件に越境物がある場合についても、現況のままで引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。この場合の必要な措置は、買受人の負担となります。
- ・各種供給処理施設（電気・上下水道・ガス等）の利用にあたっては、各供給事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただきます。
- ・隣接地は以下のとおりとなっています。

北側：市道 3959 号線

南側：2 階建住宅の敷地

東側：2 階建住宅の敷地

西側：5 階建住宅の敷地

